

長起第2633号-1
令和3年1月12日

地域密着型介護サービス事業所管理者 様

米子市長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営推進会議及び
介護・医療連携推進会議の開催について (お知らせ)

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
地域密着型介護サービス事業所が行う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、
運営推進会議等）については、令和2年8月6日付事務連絡により「鳥取県西部において警
報の発令されている期間」に限り臨時的な取扱いを認めると通知いたしましたが、その後、
令和2年10月に鳥取県版新型コロナ警報の見直しがあり、クラスター発生などで特定の市
町村内で感染拡大が特に懸念される場合、当該市町村に限定して警報を発令するという改正
が行われました。

このような形で警報が発令された場合の対応として、臨時的な取扱いを認める期間を、下
記のとおり変更いたします。

なお、取扱いの内容については従来のとおりです。

記

- ・ 変更前の期間 鳥取県西部において警報の発令されている期間
- ・ 変更後の期間 鳥取県西部・米子市・米子市に隣接する市町村（境港市、日吉津村、
大山町、伯耆町、南部町）のいずれかに警報の発令されている期間

※今までと同様に、この対応は運営推進会議等の開催を禁止するものではありません。開催
にあたってはマスクの着用や体温測定への依頼、会議中の換気等の感染症対策を行ってくだ
さい。また、可能な限り短時間で行えるような配慮もお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課
介護保険担当 萩原・荒松
電話：23-5156